

ベースアップ評価料について

当院では、厚生労働省の定める基準に基づき、ベースアップ評価料を算定しています。本評価料は、医療従事者の賃金改善を目的として創設されたものであり、算定により得られた診療報酬は対象職員の賃金改善に充てられます。今後も質の高い医療を提供できるよう、職員の処遇改善および人材確保に努めてまいります。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方せんの発行については現在整備中です。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について整備を進めています。
- ・マイナ保険証の利用を推進しています。
- ・医療情報システムの安全管理およびサイバーセキュリティ対策に取り組んでいます。

医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所への掲示およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改正に伴い、初診料の算定時に電子的診療情報連携体制整備加算を算定します。